

川越市の 情報公開及び 個人情報保護制度

令和 6 年度の運用状況

川越市総務部総務課

目 次

情報公開制度の運用状況	1
-------------	---

1 請求・申出の受付、処理件数	2
2 実施機関別の受付、処理件数	3
3 主な請求・申出文書	5
4 請求・申出者の区分	5
5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳	6
6 審査請求の処理状況	7
7 情報提供の実施状況	7
8 請求・申出の一覧	8

資料

(1) 川越市情報公開条例	1 7
(2) 川越市情報公開条例施行規則	2 9

個人情報保護制度の運用状況	3 3
---------------	-----

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数	3 4
2 実施機関別の受付、処理件数	3 6
3 主な対象個人情報	3 8
4 部分開示及び非開示の決定の理由別内訳	3 8
5 訂正等請求の処理状況	3 9
6 審査請求の処理状況	3 9

- ・参考資料として添付している条例・規則等については、令和7年3月現在のものです。
- ・運用状況において引用している条項等は、処理時点のものとなります。
- ・単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合があります。

情報公開制度の運用状況

1 請求・申出の受付、処理件数

本市では、市民の市政への参加の促進と開かれた市政を推進するため、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を平成9年4月1日から実施しています。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの「請求・申出の受付、処理件数」は201件で、請求が71件、申出が130件となっています（表1参照）。

（表1）請求・申出の受付、処理件数

令和6年度	公 開 決定・回答	部 分 公 開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
請 求	41	13	6	11	71
申 出	44	70	6	10	130
合 計	85	83	12	21	201

2 実施機関別の受付、処理件数

令和6年度の請求・申出の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、議会が3件、市長が159件、教育委員会が27件、上下水道事業管理者が12件でした。選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に対しては、請求・申出はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
議 会	請求	2	0	1	0	3
	申出	0	0	0	0	0
	合計	2	0	1	0	3
市 長	請求	25	12	5	9	51
	申出	39	57	6	6	108
	合計	64	69	11	15	159
教育委員会	請求	9	0	0	1	10
	申出	3	11	0	3	17
	合計	12	11	0	4	27
選 挙 管 理 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	請求	5	1	0	1	7
	申出	2	2	0	1	5
	合計	7	3	0	2	12
総 合 計	請求	41	13	6	11	71
	申出	44	70	6	10	130
	合計	85	83	12	21	201

部局別では、保健医療部が最も多く（３７件）、次いで、教育総務部（１９件）、都市計画部（１６件）となっています（表３参照）。

（表３）部局別の受付、処理件数

実施機関名		総件数	実施機関名		総件数
議 会		3	教育委員会	教育総務部	19
市長 市	秘書室	2		学校教育部	8
	広報室	0		合 計	27
	防災危機管理室	2	選挙管理委員会		0
	総合政策部	1	公平委員会		0
	総務部	5	監査委員		0
	財政部	9	農業委員会		0
	市民部	15	固定資産評価審査委員会		0
	文化スポーツ部	8	上下水道事業管理者		12
	福祉部	14			
	こども未来部	10			
	保健医療部	37			
	環境部	15			
	産業観光部	11			
	都市計画部	16			
	建設部	14			
	会計室	0			
	合 計	159	総 合 計		201

3 主な請求・申出文書

令和6年度に請求・申出の対象となった公文書のうち、主な文書名と文書数は次のとおりです（表4参照）。

（表4）主な請求・申出文書

主 な 文 書 名	文 書 数
保険証券に関する文書	54文書
施設台帳に関する文書	35文書
業務委託の設計に関する文書	27文書

4 請求・申出者の区分

令和6年度の請求者及び申出者を次の区分で分けると、市内に住所を有する者が32件（全体の15.9%）、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者が2件（全体の1%）、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が37件（全体の18.4%）となっています。

また、その他に区分される者は、130件（全体の64.7%）となっています（表5参照）。

（表5）請求・申出者の区分

区 分	請求	申出
（1）市内に住所を有する者	32	0
（2）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	2	0
（3）市内に存する学校に在学する者	0	0
（4）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	37	0
（5）市の機関が行う事務事業によって権利又は利益 に直接影響を受けるもの	0	0
（6）その他	—	130
合 計	201	

5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳

(1) 非公開情報

令和6年度の部分公開及び非公開の決定・回答のうち、川越市情報公開条例第6条第1項各号（非公開情報）が適用された件数は合計95件でした。

上記95件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ102回でした。その内訳は次のとおりです（表6参照）。

（表6）川越市情報公開条例第6条第1項各号の適用状況

非公開情報	根拠条項	適用回数※
個人に関する情報	第6条第1項第1号	32
法人その他の団体又は事業を営む個人の情報	第6条第1項第2号	64
審議、検討又は協議に関する情報	第6条第1項第3号	3
事務又は事業に関する情報	第6条第1項第4号	3
法令秘情報	第6条第1項第5号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第6条第1項第6号	0

※1件の決定・回答に複数の非公開情報が含まれることがあるため、部分公開及び非公開の決定・回答の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分公開及び非公開の決定・回答のうち、文書不存在が理由とされた件数は5件ありました。

6 審査請求の処理状況

令和6年度は、公文書公開請求に係る公開決定等及び不作為についての審査請求が1件ありました。

7 情報提供の実施状況

情報公開コーナーでは、行政資料の提供を行っています。

提供している資料は、予算書、決算書、市議会会議録、計画書、統計書等です。

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	請求者	決定内容	根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
1	R6.4.1	令和6年3月1日～令和6年3月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
2	R6.4.1	令和6年3月1日～令和6年3月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
3	R6.4.3	建築リサイクル法の届出に関する書類 解体に関わるもの	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	住所、氏名	建築指導課
4	R6.4.3	令和6年〇月〇日昼休憩中に〇〇が呼ばれて話された内容の〇〇と〇〇のメモ		市民	非公開	文書不存在		庶務課
5	R6.4.3	中央公民館の職員が市役所等へ移動する際の記録 公用車 2024の2/6～3/19まで	自動車運転日誌	市民	公開			中央公民館
6	R6.4.5	平成5年12月28日開発許可 平成6年4月4日 平成6年4月11日工事検査済み証		市民	非公開	文書不存在		開発指導課
7	R6.4.5	管財課〇〇が令和〇年〇月〇日庁用車で〇〇へ出向いたことがわかる文書(自動車運転日誌)		市民	非公開	文書不存在		管財課
8	R6.4.5	川越市の新型コロナウイルスワクチン予防接種後副反応疑い報告件数	予防接種後副反応疑い報告書一覧	市民	公開			健康管理課
9	R6.4.9	令和6年3月19日議会運営委員会議事録	川越市議会運営委員会会議結果報告書	市民	公開			庶務課
10	R6.4.9	〇〇に関する文書 2024.1.10～2024.3.31迄		その他	非公開	文書不存在		こども政策課
11	R6.4.9	〇〇に関する文書 2024.1.10～2024.3.31迄	・対応記録(令和6年2月15日) ・令和5年度川越市地域子育て支援拠点事業業務委託関係書類	その他	部分公開	1項1号2号3号	担当者名、対応記録、法人に関する情報、代表者印	こども育成課
12	R6.4.9	〇〇に関する文書 2024.1.10～2024.3.31迄	公開期限である令和6年4月23日時点における、公開対象期間の補助金交付確定、公定価格加算及び処遇改善加算等の認定に係る決裁	その他	部分公開	1項2号	当該施設の園児数や加算認定等の情報	保育課
13	R6.4.9	〇〇に関する文書 2024.1.10～2024.3.31迄		その他	非公開	1項1号2号3号4号		指導監査課
14	R6.4.10	令和6年度上水道事業用管財単価表	令和6年度上水道事業用管財単価表	市内法人	部分公開	1項2号	令和6年度上水道事業用管財単価表のうち、「建設物価」、「積算資料」より得た単価	水道課
15	R6.4.15	建築リサイクル法の届出に関する書類	建築リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	個人の住所、氏名	建築指導課
16	R6.4.16	令和5年9月1日～令和6年3月31日における食品営業施設一覧データの営業許可・届出及び廃業情報。	施設台帳	その他	部分公開	1項1号	個人の住所	保健総務課
17	R6.4.16	R6.3.31現在で川越市が許可又は確認し、また廃止となった病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所、助産所	施設台帳	その他	部分公開	1項1号	個人開設における開設者住所	保健総務課
18	R6.4.16	R6.3.31現在で川越市が許可又は確認し、また廃止となった施設(理容・美容・クリーニング・旅館(ホテル、簡易宿泊含む)・公衆浴場・興行場)	理容所施設台帳データ、美容所施設台帳データ、クリーニング所施設台帳データ、旅館業施設台帳データ、公衆浴場施設台帳データ、興行場施設台帳データ	その他	部分公開	1項1号	廃業施設の申請者名(個人)	食品・環境衛生課
19	R6.4.16	令和5年9月1日～令和6年3月31日における食品営業施設一覧データの営業許可・届出及び廃業情報。	食品衛生オンラインシステム 施設台帳データ	その他	部分公開	1項1号	個人の住所	食品・環境衛生課
20	R6.4.16	R6.3.31現在で川越市が許可又は確認し、それまでに廃止となった動物取扱業(第1種・第2種共)施設	第1種動物取扱業施設台帳データ、第2種動物取扱業施設台帳データ	その他	部分公開	1項1号2号	申請者名(個人)・携帯電話番号、第2種動物取扱業施設の所在地・電話番号・開設者氏名・住所	食品・環境衛生課
21	R6.4.17	令和4年〇月〇日〇〇が時間外に〇〇へ出向いたことがわかる文書		市民	非公開	文書不存在		管財課
22	R6.4.19	令和4年度上下水道事業用管財単価表 令和5年度上下水道事業用管財単価表	令和4年度上下水道事業用管財単価表 令和5年度上下水道事業用管財単価表	市内法人	公開			水道課
23	R6.4.22	江川第1排水区臼井貯留施設築造工事金入り設計書一式 ①2020年10月23日開札のもの(案件番号: 2020900429) ②2022年12月16日開札のもの(案件番号: 2022900520)	江川第1排水区臼井貯留施設築造工事 ・2020年10月23日開札のもの(案件番号: 2020900429) ・2022年12月16日開札のもの(案件番号: 2022900520)	その他	公開			下水道課

24	R6.4.24	令和5年度上下水道事業用管財単価表 令和6年度上下水道事業用管財単価表	令和5年度上下水道事業用管財単価表 令和6年度上下水道事業用管財単価表	その他	部分公開	1項2号	令和6年度の「建設 物価」、「積算資 料」より得た単価	水道課
25	R6.5.1	令和6年4月1日～令和6年4月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
26	R6.5.1	令和6年4月1日～令和6年4月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
27	R6.5.1	令和5年度上下水道事業用管財単価表 令和6年度上下水道事業用管財単価表	令和5年度上下水道事業用管財単価表 令和6年度上下水道事業用管財単価表	その他	部分公開	1項2号	令和6年度の「建設 物価」、「積算資 料」より得た単価	水道課
28	R6.5.7	令和6年道路標示塗装・道路標識工事に係 わる採用設計単価	見積による道路表示類の設計単価等につい て(通知)	市内法人	公開			防犯・交通安全課
29	R6.5.8	令和5年度金入り工事設計書 配水補助管改良その他工事他6件		その他	取下げ			水道課
30	R6.5.8	令和5年度金入り工事設計書 市道3193号線改良工事	令和5年度 市道3193号線改良工事 設計 書	その他	取下げ			道路街路課
31	R6.5.8	令和5年度金入り工事設計書 市道0077号線舗装整備工事 工事設計書 市道0032号線舗装整備工事 工事設計書	市道0077号線舗装整備工事 工事設計書 市道0032号線舗装整備工事 工事設計書	その他	取下げ			道路環境整備課
32	R6.5.9	令和6年4月9日議会運営委員会議事録	川越市議会運営委員会会議結果報告書	市民	公開			庶務課
33	R6.5.14	建築リサイクル法に係る届出、分別解体受理 台帳 令和5年9月1日～令和6年4月30日	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	個人の住所、氏名	建築指導課
34	R6.5.17	市が所管する有料老人ホーム及び有料老人 ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅 についての重要事項説明書		その他	取下げ			高齢者いきがい課
35	R6.5.31	材料承諾書又は資材・製造所等選定報告書 の写し 水路浚渫工事(55-10)川越市大字平塚地内 ほか	材料承諾願い兼承諾書	在勤者	部分公開	1項1号2号	氏名、印影	河川課
36	R6.6.3	令和6年5月1日から令和6年5月末日までに 新規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
37	R6.6.4	川越市内のばい煙発生施設一覧		その他	取下げ			環境対策課
38	R6.6.4	区制情報の内容:2024年3月31日までに申 請のあった工場立地法に関する情報	・工場立地法 届出事業所一覧 ・工場立地法 設置・廃止一覧	その他	公開			産業振興課
39	R6.6.4	令和6年5月1日から令和6年5月末日までに 新規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
40	R6.6.5	令和6年3月1日から令和6年5月31日までに 新規で開設した区科・歯科診療所の一覧	施設台帳	その他	公開			保健総務課
41	R6.6.6	2023年度末における以下の項目に係る文書 ①ハローワークに提出した離職通知書 ②雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ③会計年度任用職員の公募採用状況 ④離職者への再就職支援措置		その他	取下げ			職員課
42	R6.6.6	2023年度末における以下の項目に係る文書 ①ハローワークに提出した離職通知書 ②雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ③会計年度任用職員の公募採用状況 ④離職者への再就職支援措置		その他	取下げ			教育総務課
43	R6.6.10	置き配バック無料配布事業①起案文書②事 業予算(配布完了)のわかる文書	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付 金を活用した置き配バック無料配布事業の 実施について(伺い) ・令和6年度川越市一般会計・特別会計予算 の概要	市民	公開			産業振興課
44	R6.6.20	市道1111号に関する川越市元町〇〇所有 者との道路無償使用の証明	後退用地の無償使用承諾書	市内法人	部分公開	1項1号	個人の電話番号、 印影	道路環境整備課
45	R6.7.1	令和6年6月1日～令和6年6月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
46	R6.7.1	令和6年6月1日～令和6年6月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
47	R6.7.3	令和5年度事業報告書・収支決算書 令和6年度事業報告書・収支決算書	令和5年度事業報告書・収支決算書 令和6年度事業報告書・収支決算書	その他	部分公開	1項2号	実施事業、委託内 容、修繕業者	文化芸術振興課

48	R6.7.4	令和6年度新河岸北第6処理分区污水枝線 築造工事(その1)関係書類	令和6年度新河岸北第6処理分区污水枝線 築造工事(その1)関係書類	その他	公開			下水道課
49	R6.7.9	「(仮称)新宿町1丁目広場防災施設等設計 業務委託」 委託費内訳書・代価表	委託設計書	その他	公開			公園整備課
50	R6.7.9	宮元町多目的グラウンド設計業務委託にか かる委託費内訳書及び代価表	宮元町多目的グラウンド設計業務委託にか かる委託費内訳書及び代価表	その他	公開			スポーツ振興課
51	R6.7.9	「川越市グリーンツーリズム拠点施設キャン プスペース整備に伴うコンセプト調査及び実施 設計業務委託」委託費内訳書・代価表	令和5年度委託設計書	その他	公開			農政課
52	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	地域づくり推進課
53	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	傷害保険証券 保険料の確定精算省略に関する同意書件 申告書	その他	部分公開	1項1号	個人の氏名	学校管理課
54	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券	その他	公開			産業振興課
55	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	こども育成課
56	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	保険証券、特約書(放課後子供教室、人権 講座)	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、法人 の印影	地域教育支援課
57	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	団体総合生活補償保険証券、団体生活保 障保険補償内容一覧、管理下中の障害危 険補償特約、団体総合生活保障保険(標準 型)準記名式契約内容説明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
58	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	保育課
59	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	博物館
60	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	保険証券	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、個人 の住所、個人の年 齢、個人の職業、 法人の印影	管財課
61	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	損害賠償保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	収集管理課
62	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券(川越市畜場) 賠償責任保険証券(やすらぎのさと)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	畜場
63	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券(市営住宅等)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	建築住宅課
64	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	特定行政庁団体賠償責任保険加入証	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	建築指導課
32	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券	その他	公開			教育指導課
66	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	農政課
34	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	統合賠償責任保険 保険証券及び特約 スポーツ安全保険 加入依頼受付完了資料	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	教育財務課
68	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	資源循環推進課
69	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	団体総合生活補償保険証券(令和6年度職 業センター利用者等活動保険)	その他	部分公開	1項3号	法人の印影	障害者福祉課
70	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	賠償責任保険証券(資源化センター) 賠償責任保険証券(東清掃センター)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境施設課
71	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	動産総合保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	防災危機管理室
72	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
73	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日~令和6年5月31日)	傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、法人 の印影	地域包括ケア推進課

74	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日～令和6年5月31日)	賠償責任保険証券 傷害危険担保契約証券の写し	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	市立川越高校
75	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日～令和6年5月31日)	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	スポーツ振興課
76	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日～令和6年5月31日)	団体総合生活補償保険証券 普通傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、法人 の印影	教育センター
77	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日～令和6年5月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	防犯・交通安全課
78	R6.7.10	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年6月1日～令和6年5月31日)	傷害保険証券 賠償責任保険証券 動産総合保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	観光課
79	R6.7.10	都市利便増進協定書	川越市中心市街地地区都市利便増進協定 書、都市利便増進協定認定通知書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	都市計画課
80	R6.7.17	入札物件「武蔵野学童保育室改修工事」 金入り設計図書一式		その他	取下げ			教育財務課
81	R6.7.17	入札物件「高階北学童保育室改修工事」 金入り設計図書一式		その他	取下げ			教育財務課
82	R6.8.1	令和6年7月1日～令和6年7月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
83	R6.8.1	令和6年7月1日～令和6年7月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
84	R6.8.20	川越市の全市立中学校における校則に相当 するルールが記載された文書	川越市の全市立中学校における校則に相当 するルールが記載された文書	その他	公開			教育指導課
85	R6.8.20	2024年6月20日～2024年8月20日における 建築リサイクル法の届出に関する書類 解体 に関わるもの	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	個人の住所、氏名	建築指導課
86	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 街路樹剪定管理業務委託1～6		市内法人	取下げ			道路環境整備課
87	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 笠幡公園ほか4公園管理業務委託他8件		市内法人	取下げ			公園整備課
88	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 川越まつり会館、元町休憩所等植栽管理業 務委託	令和6年度委託設計書 川越まつり会館、元町休憩所等植栽管理業 務委託	市内法人	公開			観光課
89	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 草刈業務委託その1～11		市内法人	取下げ			河川課
90	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 河越城跡環境整備業務委託他8件	令和6年度工事等金入り設計書 河越城跡環境整備業務委託他8件	市内法人	公開			文化財保護課
91	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 河越城跡環境整備業務委託他8件		市内法人	取下げ			公園整備課
92	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 資源化センター樹木管理除草業務委託		市内法人	取下げ			環境施設課
93	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 高階南公共広場ほか3公園園地管理業務委 託		市内法人	取下げ			公園整備課
94	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 庁舎前庭等管理業務委託	令和6年度 庁舎前庭等管理業務委託 設 計書一式	市内法人	公開			管財課
95	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 高階市民センター、大東市民センター、名細 市民センター、霞ヶ関市民センター植栽管理 業務委託	令和6年度植栽管理業務委託設計書 (高階市民センター、大東市民センター、 名細市民センター、霞ヶ関市民センター 分)	市内法人	公開			地域づくり推進課
96	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 博物館、本丸御殿庭除草等業務委託	令和6年度博物館、本丸御殿庭除草等業務 委託設計書	市内法人	公開			博物館
97	R6.8.22	令和6年度工事等金入り設計書 中央図書館植栽管理業務委託 西図書館高木剪定等業務委託	令和6年度委託設計書中央図書館植栽管理 業務委託 西図書館植栽管理業務委託	市内法人	公開			中央図書館
98	R6.8.22	令和6年度河越館環境整備業務委託	令和6年度 委託設計書 河越館環境整備 業務委託	市内法人	公開			文化財保護課
99	R6.9.2	令和6年8月1日～令和6年8月末日までに新 規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課

100	R6.9.2	令和6年8月1日～令和6年8月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
101	R6.9.2	令和6年8月31日現在、届出が出されている歯科技工所	施設台帳	その他	公開			保健総務課
102	R6.10.2	令和6年9月1日～令和6年9月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
103	R6.10.2	令和6年9月1日～令和6年9月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
104	R6.10.4	第二種動物取扱業者一覧		その他	取下げ			食品・環境衛生課
105	R6.10.18	令和6年6月1日から令和6年8月31日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧	施設台帳	その他	公開			保健総務課
106	R6.10.25	令和6年度工事設計書(金入設計書)案件番号106455 市道5304号線側溝整備工事その2	工事設計書(市道5304号線側溝整備工事(その2))	その他	公開			新河岸駅周辺地区整備事務所
107	R6.10.28	第46回河川浄化大会関係文書(主催:新河岸川を守る会)	第46回河川浄化大会参加者一覧	市民	公開			環境対策課
108	R6.10.28	2024年1月1日～2024年10月末日までの柔道整骨の新規届け出名簿	施設台帳	その他	公開			保健総務課
109	R6.10.30	令和6年9月末時点における川越市内における歯科技工所一覧	施設台帳	その他	公開			保健総務課
110	R6.10.31	10/26に実施された古谷湿地魚取り事業の当日活動状況がわかる文書	古谷湿地さかな観察会(古谷湿地環境調査)実施報告書	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名	環境政策課
111	R6.10.31	10/26に実施された古谷湿地魚取り事業のわかる文書	古谷湿地さかな観察について(案)令和6年度歳出予算内示書支出命令書	市民	公開			環境政策課
112	R6.11.1	令和6年10月1日～令和6年10月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
113	R6.11.1	令和6年10月1日～令和6年10月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
114	R6.11.5	小規模修繕の受注額、受注者、発注者が分かる文書	令和5年度川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録制度の活用状況	市民	公開			契約課
115	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	保険証券	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名等、法人の印影	管財課
116	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	動産総合保険証券 搜索及び慣習に関する特約条項 単独損害不担保特約条約	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	防災危機管理室
117	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	賠償責任保険証券、明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	道路環境整備課
118	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	団体総合生活補償保険証券 団体総合生活補償保険補償内容一覧 管理下中の傷害危険補償特約 明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
119	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	賠償責任保険証券及び傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	スポーツ振興課
120	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	傷害保険証券、賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	観光課
121	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	損害賠償保険証券(ごみ収集作業) 賠償責任保険証券(ごみ集積所)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	収集管理課
122	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	賠償責任保険証券(畜場、やすらぎのさと)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	畜場
123	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	団体総合生活補償保険証券、明細書 普通傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名等、法人の印影	教育センター
124	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	保険証券、特約書(放課後子供教室、人権講座)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	地域教育支援課
125	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の写し及び契約担当課(令和5年8月1日～令和6年7月31日)	傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、法人の印影	地域包括ケア推進課

126	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	特定行政庁団体賠償責任保険加入証	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	建築指導課
127	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	農政課
128	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券(資源化センター、東清 掃センター)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境施設課
129	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券(市民活動補償保険)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	地域づくり推進課
130	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	動産総合保険(名刀展) 動産総合保険(企画展) 動産総合保険(博物館等資料)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	博物館
131	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	傷害総合保険(全身性障害者介護人派遣)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
132	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	保育課
133	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	こども育成課
134	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	療育支援課
135	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券 学校旅行総合保険	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	市立川越高校
136	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	統合賠償責任保険	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	教育財務課
137	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	防犯・交通安全課
138	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券	その他	公開			教育指導課
139	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	資源循環推進課
140	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	団体総合生活補償保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
141	R6.11.6	損害保険保険料が3万円以上の保険証券の 写し及び契約担当課 (令和5年8月1日~令和6年7月31日)	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	産業振興課
142	R6.11.11	〇〇が川越市で運営していた障害福祉サー ビス事業所に關し、令和3~6年度に〇〇の 通報を受けた事案に関する一切の文書		その他	非公開	9条	存否応答拒否	障害者福祉課
143	R6.11.11	〇〇が川越市で運営していた障害福祉サー ビス事業所に關し、令和3~6年度に〇〇の 通報を受けた事案に関する一切の文書		その他	非公開	9条	存否応答拒否	指導監査課
144	R6.11.11	〇〇が川越市で運営していた障害福祉サー ビス事業所に關し、令和3~6年度に〇〇の 通報を受けた事案に関する一切の文書		その他	非公開	9条	存否応答拒否	障害者福祉課
145	R6.11.19	大相撲川越場所に関わる資料一式	令和6年度春巡業大相撲川越場所共済名義 使用承認伺い書 議会報告文書 行為許可申請書	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名	スポーツ振興課
146	R6.11.19	大相撲川越場所に関わる資料一式		市民	取下げ			秘書室
147	R6.11.19	大相撲川越場所に関わる資料一式		市民	取下げ			教育総務課
148	R6.11.25	令和5年度上水道事業用管財単価表	令和5年度上水道事業用管財単価表	市内法人	公開			水道課
149	R6.12.2	令和6年11月1日~令和6年11月末日までに 新規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
150	R6.12.2	令和6年11月1日~令和6年11月末日までに 新規で開設届を提出した診療所、歯科診療 所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
151	R6.12.2	小規模工事を受注した会社と工事件数につ いて	川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録 制度の活用状況	在勤者	公開			契約課

152	R6.12.9	・令和元年度に市が実施した川越運動公園の指定管理者公募において指定管理者候補者選定された団体が市に提出した事業計画書一式 ・川越運動公園の指定管理者が市に提出している現指定期間(令和3～5年度)の事業報告書	事業計画及び提案書、収支報告書 令和3～5年度事業報告書、収支報告書	その他	部分公開	1項2号	計画・方針等に関する情報、金額、代表社印、金額、委託期間、業者名	スポーツ振興課
153	R7.1.7	安比奈新田〇〇先 水路の擁壁の構造図	水路整備工事(49-15)標準横断面図・構造図・護岸詳細図	市民	公開			河川課
154	R7.1.7	令和6年12月1日～令和6年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
155	R7.1.7	令和6年12月1日～令和6年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
156	R7.1.9	①川越市古谷上〇〇の現地等対応報告書 ②支障木伐採作業の金額資料	現地等対応報告書 支出命令書	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、法人の口座番号	道路環境整備課
157	R7.1.14	私立保育所等での子ども・子育て支援給付金管理システムの構築・保守金額及び、補助金(市独自加算)の仕様書・要件定義書	川越市教育・保育施設等給付業務システム構築業務委託契約書 「kids Connect」ライセンスの「使用料」の設計書案及び仕様書案	その他	部分公開	1項4号	システム実装前の使用料契約に係る設計金額	保育課
158	R7.1.20	〇〇が〇〇された経緯がわかる文書		市民	非公開	9条	存否応答拒否	職員課
159	R7.1.21	令和6年9月1日から令和6年12月31日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧	施設台帳	その他	公開			保健総務課
160	R7.1.21	①令4.9.27付自治会集会施設増改築修繕計画書、添付資料 ②令5.4.10補助金等交付申請書、添付資料 ③工事完了届、工事費支払領収書 ④送金通知書	・令4.9.27付自治会集会施設増改築修繕計画書、添付資料 ・令5.4.10補助金等交付申請書、添付資料 ・工事完了届、工事費支払領収書	市民	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、顔写真、法人の印影	地域づくり推進課
161	R7.1.21	①令4.9.27付自治会集会施設増改築修繕計画書、添付資料 ②令5.4.10補助金等交付申請書、添付資料 ③工事完了届、工事費支払領収書 ④送金通知書	・令4.9.27付自治会集会施設増改築修繕計画書、添付資料 ・令5.4.10補助金等交付申請書 ・工事完了届、工事費支払い領収書	市民	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、住所及び法人の印影	地域づくり推進課
162	R7.1.29	川越市小仙波町〇〇の旧公園	旧公園	市民	公開			建設管理課
163	R7.1.30	金入り設計書 みよしの支援センターアスベスト分析調査業務委託	金入り設計書 みよしの支援センターアスベスト分析調査業務委託	市民	公開			障害者福祉課
164	R7.2.3	元市長が川越駅西口市有地新庁舎移転建設を撤回した関係文書	庁舎建設基本台帳	市民	公開			政策企画課
165	R7.2.3	元市長が川越駅西口市有地新庁舎移転建設を撤回した関係文書	本庁舎等改修工事履歴	市民	公開			管財課
166	R7.2.3	元市長が川越駅西口市有地新庁舎移転建設を撤回した関係文書	契約書	市民	部分公開	1項2号	法人の印影	川越駅西口まちづくり推進室
167	R7.2.3	元市長が川越駅西口市有地新庁舎移転建設を撤回した関係文書	決算書	市民	公開			文化芸術振興課
168	R7.2.3	元市長が川越駅西口市有地新庁舎移転建設を撤回した関係文書	決算書	市民	公開			建設管理課
169	R7.2.3	令和7年1月1日～令和7年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
170	R7.2.3	令和7年1月1日～令和7年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
171	R7.2.3	・令和6年9月から10月に〇〇自治会長から川越市長あての自治会集会施設増改築修繕計画書及びその添付資料	自治会集会施設増改築修繕計画書及び添付資料	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名等	地域づくり推進課
172	R7.2.3	・自治会集会施設増改築修繕計画書及び添付資料(〇〇自治会分) ・補助金等交付申請書、補助金の交付申請及び添付資料、川越市自治会集会施設整備事業計画書 ・工事完了届と工事費支払領収書	自治会集会施設増改築修繕計画書及び添付資料 補助金等交付申請書、添付資料、川越市自治会集会施設整備事業計画書 補助事業等実績報告書	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名等	地域づくり推進課
173	R7.2.18	川越市の地番が示された地図で2023年中の登記異動反映済の電磁的記録		その他	非公開	第22条	適用除外	資産税課
174	R7.2.21	川越市中橋〇〇産業廃棄物最終処分場に係る廃棄物処理法の許可等に関する書類	産業廃棄物処理業許可申請書及び産業廃棄物処理施設設置届出書	その他	部分公開	1項1号	個人の氏名等	産業廃棄物指導課
175	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・庁舎前庭等管理業務委託	令和6年度委託設計書 庁舎前庭等管理業務委託	市内法人	公開			管財課

176	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・高階市民センター植栽管理業務委託 ・大東市民センター植栽管理業務委託 ・名細市民センター植栽管理業務委託 ・霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	令和6年度委託設計書 高階市民センター植栽管理業務委託 大東市民センター植栽管理業務委託 名細市民センター植栽管理業務委託 霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	市内法人	公開			地域づくり推進課
177	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・川越市民聖苑やすらぎのさと高木剪定等業務委託 ・川越市斎場高木剪定等業務委託	令和6年度委託設計書 川越市民聖苑やすらぎのさと高木剪定等業務委託 川越市斎場高木剪定等業務委託	市内法人	公開			斎場
178	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・川越市内児童遊園66箇所砂場浄化業務委託	令和6年度委託設計書 川越市内児童遊園66箇所砂場浄化業務委託	市内法人	公開			こども育成課
179	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・新河岸川除草業務委託	令和6年度委託設計書 新河岸川除草業務委託	市内法人	公開			環境対策課
180	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・資源化センター樹木管理除草業務委託 ・西清掃センター跡地植栽管理業務委託 ・小坪の里クリーンセンター植栽管理業務委託、高木強剪定業務委託 ・東清掃センター植栽管理業務委託		市内法人	取下げ			環境施設課
181	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・事業用地草刈業務委託	令和6年度委託設計書 事業用地草刈業務委託	市内法人	公開			川越駅西口まちづくり推進室
182	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・川越まつり会館、元町休憩所等植栽管理業務委託 ・旧山崎家別邸樹木等管理業務委託	令和6年度委託設計書 川越まつり会館、元町休憩所等植栽管理業務委託 旧山崎家別邸樹木等管理業務委託	市内法人	公開			観光課
183	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・川越橋ほか除草業務委託 ・街路樹剪定管理業務委託1～6		市内法人	取下げ			道路環境整備課
184	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・小学校害虫防除業務委託 ・中学校害虫防除業務委託	令和6年度委託設計書 小学校害虫防除業務委託 中学校害虫防除業務委託	市内法人	公開			教育財務課
185	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託 ・河越館跡環境整備業務委託	令和6年度委託設計書 川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託 河越館跡環境整備業務委託	市内法人	公開			文化財保護課
186	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・中央図書館植栽管理業務委託 ・西図書館高木剪定等業務委託	令和6年度委託設計書 中央図書館植栽管理業務委託 西図書館高木剪定等業務委託	市内法人	公開			中央図書館
187	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・博物館庭除草等業務委託 ・本丸御殿庭除草等業務委託	令和6年度委託設計書 博物館庭除草等業務委託 本丸御殿庭除草等業務委託	市内法人	公開			博物館
188	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・上下水道局庁舎樹木剪定等業務委託		市内法人	取下げ			財務課
189	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託	令和6年度委託設計書 古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託	市内法人	公開			水道課
190	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・下水道管理用地草刈業務委託(その2) ・下水道管理用地草刈業務委託(その1)	令和6年度委託設計書 下水道管理用地草刈業務委託(その2) 下水道管理用地草刈業務委託(その1)	市内法人	公開			下水道課
191	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・中福受水場除草その他業務委託他7件	令和6年度委託設計書 中福受水場除草その他業務委託他7件	市内法人	公開			上下水道管理センター
192	R7.2.28	令和6年度委託設計書 ・市民の森除草等業務委託 ・新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託 ・市民の森ナラ枯れ被害木等伐採処理業務委託	令和6年度委託設計書 市民の森除草等業務委託 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託 市民の森ナラ枯れ被害木等伐採処理業務委託	その他	公開			環境政策課
193	R7.3.3	令和7年2月1日～令和7年2月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
194	R7.3.3	令和7年2月1日～令和7年2月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
195	R7.3.10	川越市を被告として提出されている国家賠償訴訟に関する訴状一式	訴状 証拠説明書	市内法人	部分公開	1項1号4号	個人の氏名等	総務課
196	R7.3.18	川越駅西口・東口のデッキ図面	川越駅東口ベデストリアンデッキ 平面図 川越駅西口ベデストリアンデッキ 平面図	市民	公開			道路環境整備課
197	R7.3.21	令和7年〇月〇日の庁舎管理に関する文書	令和7年〇月〇日に〇〇に至る経緯(来庁以降)	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名	管財課
198	R7.3.21	第26回アースデイ川越実行委員会が川越市後援された事業及び収支報告書がわかる文書		市民	非公開		文書不存在	秘書室
199	R7.3.24	新宿町〇〇ほかにおける、43条ただし書き拡幅計画図、合意書	事前相談票 平成28年No.38	市内法人	部分公開	1項1号	個人の氏名、住所及び印影	建築指導課

200	R7.3.24	下記委託業務の金額入り設計書 川越市市民意識調査業務委託(R6.6.21 開札)	川越市市民意識調査業務委託設計書	その他	公開			広聴課
201	R7.3.27	下記委託業務の金額入り設計書 川越市外国にルーツをもつ児童・生徒保護者意識調査業務委託(R6.6.21開札) ・川越市多文化共生に関する市民意識調査業務委託(R6.8.9開札)	業務委託設計書	その他	公開			国際文化交流課

川越市情報公開条例

平成八年九月二十七日
条 例 第 十 五 号

(目的)

第一条 この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにすること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、もって開かれた市政のより一層の推進に資することを目的とする。
(平一二条例三九・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。
- 二 公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第六条第一項第一号において同じ。）であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(平一〇条例八・平一二条例三九・平一四条例四四・令四条例二二・一部改正)

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書(第五号に掲げるものにあつては、そのものの権利又は利益に係る公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- 一 市内に住所を有する者
- 二 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 三 市内に存する学校に在学する者
- 四 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体(法人でない社団又は財団にあつては、代表者又は管理人の定めがあるものに限る。以下同じ。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるもの

(公文書の公開義務)

第六条 実施機関は、前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令(法律及び法律に基づく命令をいう。第五号及び第二十二条第一項において同じ。)若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定す

る独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 市の機関及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。次号において同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者とし

ての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

五 法令又は条例の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報

六 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から公開しないように指示のあった情報

- 2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、当該公文書に記録されている情報が、非公開情報でなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(平一二条例一・平一二条例三九・平一六条例一九・平一九条例二三・平二七条例三・令四条例二二・一部改正)

(部分公開)

第七条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第一項第一号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令四条例二二・追加)

(公益上の理由による裁量的公開)

第八条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第六条第一項第五号及び第六号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(令四条例二二・追加)

(公文書の存否に関する情報)

第九条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(令四条例二二・追加)

(公開請求の方法)

第十条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名)

二 公開請求に係る公文書の件名又は内容

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

(令四条例二二・旧第七条繰下・一部改正)

(公開請求に対する決定等)

第十一条 実施機関は、公開請求があった日から起算して十五日以内に、当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは公開の決定(以下「公開決定」という。)を、当該公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第九条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。)は非公開の決定(以下この項及び次項において「非公開決定」という。)をするものとし、請求者に対し、速やかに当該公開決定又は非公開決定(以下「公開決定等」という。)の内容を書面により通知しなければならない。

2 公開決定(公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定に限る。)及び非公開決定をした場合であって、当該公文書の全部又はそのうち公開しないこととした部分が期間の経過により公開でき、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を併せて書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び公開決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

(平九条例三・平一二条例三九・一部改正、令四条例二二・旧第八条繰下・一部改正)

(公開決定等の期限の特例)

第十二条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して六十日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について公開決定等を行う期限を書面により通知しなければならない。

(平一二条例三九・追加、令四条例二二・旧第九条繰下・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 実施機関は、公開決定等を行う場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第六条第一項第一号ロ又は同項第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第八条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定をする日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第十六条第一項第二号及び第三項第三号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平一二条例三九・追加、平一六条例一九・一部改正、令四条例二二・旧第十条繰下・

一部改正)

(公文書の公開の実施及び方法)

第十四条 実施機関は、公開請求に係る公文書の公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開の方法は、公文書の閲覧、視聴又は写しの交付とし、請求者の求めるところによるものとする。ただし、請求者が公文書の写しの交付又は視聴を求めた場合において、当該公文書の写しを交付し、又は視聴をさせることが困難であると実施機関が認めるときは、他の公開の方法により公開することができる。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書を閲覧の方法による公開により、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書を公開することができる。

(平一二条例三九・旧第九条繰下・一部改正、令四条例二二・旧第十一条繰下・一部改正)

(手数料等)

第十五条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 前条第二項の規定により公文書の写しの交付をするときは、当該公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平一二条例三九・旧第十条繰下、令四条例二二・旧第十二条繰下・一部改正)

(審査請求があった場合の手続)

第十六条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、川越市行政不服審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。)

以下この項及び次項第二号において同じ。)

二 請求者(当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平一二条例三九・追加、平二八条例三・一部改正、令四条例二二・旧第十三条繰下・一部改正)

(審議会への諮問)

第十七条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図るため、情報公開制度の重要事項について専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、川越市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(令四条例二二・追加)

(公文書の任意的公開)

第十八条 実施機関は、公開請求をすることができるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

2 前項の規定により公文書を公開する場合の手数料等については、第十五条の規定を適用する。

(平一二条例三九・旧第十三条繰下・一部改正、令四条例二二・旧第十五条繰下・一部改正)

(公文書の検索資料の作成等)

第十九条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(平一二条例三九・旧第十四条繰下、令四条例二二・旧第十六条繰下)

(実施状況の公表)

第二十条 市長は、毎年度、この条例による公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

(平一二条例三九・旧第十五条繰下、令四条例二二・旧第十七条繰下)

(情報提供の充実)

第二十一条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書を公開するほか、市政に関する情報を市民に提供するように努めなければならない。

(平一二条例三九・旧第十六条繰下、令四条例二二・旧第十八条繰下)

(適用除外)

第二十二条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合(川越市手数料条例(平成十二年条例第三号)別表第十三号に規定する市長の指定する公簿又は図面の閲覧及び同表第十四号に規定する市長の指定する図面の写しの交付並びに川越市建築基準法関係手数料条例(平成十二年条例第六号)別表第二第五十号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付並びに同表第五十一号に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)、築造計画概要書(当該築造計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の写しの交付を含む。))については、適用しない。

2 この条例は、図書館等の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等については、適用しない。

(平一二条例三・一部改正、平一二条例三九・旧第十七条繰下、平一四条例二八・平一五条例一三・平一八条例二五・平二八条例二三・平三〇条例五六・令元条例八・令二条例二三・令三条例四四・一部改正、令四条例二二・旧第十九条繰下・一部改正、令五条例一一・令六条例三〇・一部改正)

(出資法人等への要請)

第二十三条 市長は、市が出資している法人及び市の行政運営上密接な関係を有し、かつ、市の援助が特に必要であると認められる法人で、規則で定めるものに対し、その管理する情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開及び提供を推進するよう

要請するものとする。

(平一二条例三九・追加、平一七条例二九・一部改正、令四条例二二・旧第二十条繰下)

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平一二条例三九・旧第十八条繰下、令四条例二二・旧第二十一条繰下)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に市の機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(施行日前の公文書の任意的公開)

- 2 この条例の施行日前に市の機関が作成し、又は取得した公文書について公開の申出があった場合は、実施機関は、これに応ずるように努めるものとし、公文書を公開する場合の手数料等については、第十二条の規定を適用する。

(平一二条例三九・一部改正)

(川越市手数料条例の一部改正)

- 3 川越市手数料条例(昭和三十二年条例第四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成九年三月一九日条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年十月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月二〇日条例第八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二一日条例第一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二一日条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年一二月二一日条例第三九号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一二月二四日条例第二八号)抄

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一二月二四日条例第四四号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年三月一八日条例第一三号)抄

- 1 この条例中第一条の規定は平成十五年四月十六日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年八月二十五日から施行する。

附 則(平成一六年一二月二一日条例第一九号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(川越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の川越市情報公開条例第六条及び第十条の規定は、同項の規定の施行後になされた同条例第五条の規定による請求について適用し、同項の規定の施行前になされた同条の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年六月二三日条例第二九号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年六月二一日条例第二五号)抄

- 1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。

- 3 この条例の施行の日前にされた前項の規定による改正前の川越市情報公開条例の規定による公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年七月三日条例第二三号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二七年三月一七日条例第三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月一八日条例第三号)抄

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月一八日条例第二三号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年九月二八日条例第五六号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年六月二六日条例第八号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年六月二四日条例第二三号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年九月二九日条例第四四号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年一二月二三日条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川越市情報公開条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に川越市情報公開条例第五条の規定による公文書の公開の請求(以下この項において「公開請求」という。)がされる場合における新条例に規定する公文書の公開について適用し、同日前に公開請求がされた場合におけるこの条例による改正前の川越市情報公開条例に規定する公文書の公開については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に川越市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、当該諮問が、審査請求に係る審査についてのものにあつては川越市行政不服審査会に、情報公開制度の重要事項に係る審議についてのものにあつては川越市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について川越市情報公開審査会がした調査審議の手続は、それぞれ川越市行政不服審査会又は川越市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

(川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十三年条例第三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和五年三月二二日条例第一一号)抄

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年三月一九日条例第三〇号)抄

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

川越市情報公開条例施行規則

平成 8 年 1 2 月 2 5 日
規 則 第 4 7 号

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市情報公開条例(平成八年条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一三規則九・令五規則七・一部改正)

(請求書の提出)

第二条 条例第十条第三号の実施機関の定める事項は、次に掲げるものとする。

一 請求者の区分

二 公文書の公開方法

2 条例第十条に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第一号)によるものとする。

(平一三規則九・令五規則七・一部改正)

(決定通知書等の様式)

第三条 条例第十一条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 公文書の全部の公開の決定をした場合 公文書公開決定通知書(様式第二号)

二 公文書の一部の公開の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書(様式第三号)

三 公文書の非公開の決定をした場合 公文書非公開決定通知書(様式第四号)

2 条例第十一条第三項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書(様式第五号)により行うものとする。

3 条例第十二条の規定による通知は、公文書公開決定等期限の特例延長通知書(様式第六号)により行うものとする。

(平九規則三三・平一三規則九・令五規則七・一部改正)

(意見照会書等の様式)

第四条 条例第十三条第一項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書(様式第七号)により行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規定による通知は、公文書公開決定に係る意見照会書(様式第八号)により行うものとする。

3 前二項の規定による通知を受けた者の意見書の提出は、公文書公開決定等に係る意見書(様式第九号)により行うものとする。

4 条例第十三条第三項の規定による通知は、反対意見書に係る公文書公開決定通知書(様式第十号)により行うものとする。

(平二三規則四八・令五規則七・一部改正)

(公文書の公開の実施)

第五条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において職員の立会いの下に行うものとする。

- 2 市長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(平一三規則九・旧第四条繰下・一部改正)

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用の納付の方法)

第六条 条例第十五条第二項の規定による費用の負担については、公文書の写しの作成に要する費用にあつては当該公文書の写しの交付を受ける時に納付し、公文書の写しの送付に要する費用にあつては前納しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公文書の写しを送付により交付する場合における当該公文書の写しの作成に要する費用は、当該公文書の写しの送付に要する費用と併せて納付しなければならない。
- 3 公文書の写しの送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

(令五規則七・全改)

(任意的公開の申出)

第七条 条例第十八条第一項に規定する公文書の公開の申出は、公文書任意的公開申出書(様式第十一号)により行うものとする。

- 2 前項の公文書の公開の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書(様式第十二号)により行うものとする。

(平一三規則九・旧第六条繰下・一部改正、令五規則七・一部改正)

(公表)

第八条 条例第二十条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(平一三規則九・旧第七条繰下・一部改正、令五規則七・一部改正)

(出資法人等)

第九条 条例第二十三条第一項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- 一 川越市土地開発公社
- 二 公益財団法人川越市施設管理公社
- 三 公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター
- 四 川越総合卸売市場株式会社
- 五 川越都市開発株式会社
- 六 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- 七 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 八 公益社団法人小江戸川越観光協会

(平一三規則九・追加、平一七規則二〇・平一八規則七・平二二規則四七・平二三規則四八・平二四規則七八・平二五規則六一・令五規則七・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平一三規則九・旧第八条繰下、令五規則七・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する施行日前に作成し、又は取得した公文書の公開の申出については、第六条の規定を準用する。
- 3 川越市会計規則(平成六年規則第十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成九年九月二九日規則第三三三号)抄

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則(平成一一年三月三十一日規則第一一号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月八日規則第九号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日規則第二二二号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年三月三十一日規則第二〇号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年三月一日規則第七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年六月一六日規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年一月二二日規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年一〇月一〇日規則第七八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年四月一〇日規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年三月三十一日規則第四四号)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和五年三月一七日規則第七号)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第一号の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

個人情報保護制度の運用状況

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数

本市では、市民の権利や利益の保護と公正で信頼される市政の推進のため、個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を実施しています。

令和3年5月に改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が、令和5年4月から地方公共団体にも直接適用されたことに伴い、本市においても法に基づく個人情報保護制度の適正な運用に努めています。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開示請求は72件あり、訂正等請求はありませんでした（表1参照）。

※ 市民課又は市民センターに対して住民票等の交付請求書に係る開示請求が1件あった場合、市民課及びすべての市民センターで当該個人情報の有無を確認し開示・不開示決定を行っていますが、各市民センターで文書不存在を理由として不開示決定を行ったものは省いて受付件数等を算出しています。なお、令和6年度に各市民センターが文書不存在を理由に行った不開示決定は292件ありました。

（表1）開示・訂正等請求の受付、処理件数

令和6年度	開 示 ・ 訂正等決定	部分開示・ 訂正等決定	不開示・訂正 等不可決定	取 下 げ	合 計
開 示	29	31	12	0	72
訂 正	0	0	0	0	0
消 去	0	0	0	0	0
停 止	0	0	0	0	0
合 計	29	31	12	0	72

開示請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報の開示を請求すること。

訂正請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときに、その訂正を請求すること。

消去請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報が取得の制限を越えて取得されていると認めるときに、その消去を請求すること。

停止請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報が利用及び提供の制限を越えて利用及び提供されていると認めるときに、その利用及び提供の停止を請求すること。

2 実施機関別の受付、処理件数

令和6年度の開示・訂正等請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長が63件、教育委員会が9件でした。

議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者に対しては、開示・訂正等請求はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		開 示 ・ 訂正等決定	部分開示・ 訂正等決定	不開示・訂正 等不可決定	取 下 げ	合 計
議 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
市 長	開示	27	26	10	0	63
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	27	26	10	0	63
教育委員会	開示	2	5	2	0	9
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	2	5	2	0	9
選 挙 管 理 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農業委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
総 合 計	開示	29	31	12	0	72
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	29	31	12	0	72

部局別では、令和6年度は、市民部（34件）が最も多く、次いで、福祉部（14件）、保健医療部、学校教育部（共に7件）となっています（表3参照）。

（表3）部局別の受付、処理件数

実施機関名		総件数	実施機関名		総件数
市長 市	議 会	0	教育委員会	教育総務部	2
	秘 書 室	0		学校教育部	7
	広 報 室	0		合 計	9
	防災危機管理室	0	選挙管理委員会		0
	総合政策部	1	公 平 委 員 会		0
	総 務 部	1	監 査 委 員		0
	財 政 部	0	農 業 委 員 会		0
	市 民 部	34	固定資産評価審査委員会		0
	文化スポーツ部	0	上下水道事業管理者		0
	福 祉 部	14			
	こども未来部	6			
	保健医療部	7			
	環 境 部	0			
	産業観光部	0			
	都市計画部	0			
	建 設 部	0			
	会 計 室	0			
	合 計	63	総 合 計		72

3 主な対象個人情報

令和6年度に開示した保有個人情報のうち、最も多かった文書として、住民票・戸籍等に関する交付請求書が30件ありました。

4 部分開示及び不開示の決定の理由別内訳

(1) 不開示情報

令和6年度の部分開示及び不開示の決定のうち、個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号（不開示情報）が適用された件数は合計31件でした。

上記31件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ40回でした。その内訳は次のとおりです（表4参照）。

（表4）個人情報の保護に関する法律条例第78条第1項各号の適用状況

不開示情報	根拠条項	適用回数※
開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	第78条第1項第1号	0
開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第1項第2号	24
法人等に関する情報	第78条第1項第3号	10
国等との協力関係等に関する情報	第78条第1項第4号	1
公共の安全と秩序に関する情報	第78条第1項第5号	0
審議、検討又は協議に関する情報	第78条第1項第6号	2
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第78条第1項第7号	3

※1件の決定に複数の不開示情報が含まれることがあるため、部分開示及び不開示決定の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分開示及び不開示の決定のうち、文書不存在が理由とされた件数は5件でした。

5 訂正等請求の処理状況

令和6年度に訂正等請求はありませんでした。

6 審査請求の処理状況

令和6年度は、開示請求に係る決定について審査請求が4件ありました。